

○大雪消防組合職員の懲戒の手続き及び 効果に関する条例

〔平成15年3月28日〕
〔条例第3号〕

改正 平成18年12月27日条例第9号

改正 平成31年3月22日条例第1号

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第4項の規定に基づき、大雪消防組合職員（以下「職員」という。）の懲戒の手続き及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。

（懲戒の手続き及び効果）

第2条 職員の懲戒の手続き及び効果に関しては、消防本部又は消防署の所在町職員の例による。ただし、管理者が必要と認める場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月27日条例第9号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に改正前の条例に基づき処分中のものについては、なお従前の例による。